

## 西条市職員採用候補者試験の実施について

令和元年度西条市職員採用候補者試験を次のとおり行います。

令和元年8月1日

西 条 市

## 1. 試験の職種及び採用予定人員

試験区分		採用予定人員
一般事務職 (障がい者対象)	初 級	若 干 名

(注1) 職種は、一定の条件のもとで任意に転換することがあります。  
(注2) 採用予定人員は、変更する場合があります。

## 2. 受験資格

試験区分	学 歴 及 び 条 件	年 齢
一般事務職 (障がい者対象)	<p>高等学校卒業以上の学歴※を有する者又は令和2年3月に卒業見込みの者で、次に掲げる手帳等の交付を受けている者（受験申込日及び受験日当日において有効であること。）</p> <p>ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）</p> <p>イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳</p>	昭和59年4月2日以降に生まれた者

※ 西条市が準ずると認める者を含みます。

ただし、次の各号の一に該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 西条市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3. 試験の期日、場所等

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

#### (1) 試験の期日、場所及び合格発表

区 分	期 日	場 所	合 格 発 表 予 定
第1次試験	令和元年 9月22日(日)	西条市役所本庁 5階大会議室他	令和元年10月中旬 市役所前掲示板に掲示するほか 合格者に通知します。
第2次試験	令和元年10月下旬の予定ですが詳細は 第1次試験合格者に通知します。		令和元年11月中旬 市役所前掲示板に掲示するほか 受験者に通知します。

#### (2) 試験の方法

##### ① 第1次試験

- (ア) 教養試験 公務員として必要な一般教養について筆記試験を行います。  
[高校卒業程度で実施します。]
- (イ) 適性検査 職務適性について筆記により検査を行います。
- (ウ) 性格検査 公務員としての必要な資質について筆記により検査を行います。

##### ② 第2次試験

- 口述試験 主として人物について面接による試験を行います。

#### (3) 出題分野

- 教養試験 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能

#### (4) 試験結果の通知について

区 分	通知内容	対象者	手続方法等
第1次試験 及び 第2次試験	総合得点及び総合 順位	通知希望者全員	第1次試験及び第2次試験実施 日にお知らせします。

#### 4. 合格から採用まで

- (1) この試験は、採用候補者となるための試験であって、合格した者は採用候補者名簿に登録され、職員に欠員が生じた都度このうちから採用を決定します。この採用候補者名簿は、原則として令和2年4月以降の採用に対するもので、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間は有効です。
- (2) 所定の時期までに卒業しなかった場合は、採用されません。

#### 5. 給 与

- (1) 初 任 給  
学歴、職歴により多少異なりますが、概ね次のとおりです。  
高 校 卒                    1 4 8, 6 0 0 円
- (2) 諸 手 当  
期末勤勉手当のほか、該当者に対して扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

#### 6. 受 験 手 続

- (1) 申込用紙の入手  
受験申込用紙は、本庁職員厚生課及び各総合支所総務課でお渡しできます。  
郵便で請求する場合は、封筒の表に「一般事務職（障がい者対象）職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し120円切手を貼った角形2号（240mm×332mm）の封筒）を同封して本庁職員厚生課へ送付してください。  
西条市ホームページからダウンロードすることもできます。プリントアウトの際は、必ずA4普通紙（白色）に黒色インクで**片面印刷**をしてください。
- (2) 申込み及び受験票の交付  
申込みは、西条市職員採用試験申込書及び受験票【申込前6ヶ月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦60mm×横45mm）を貼付すること】に必要事項を記入し、**採用試験申込書別紙及び障害者手帳等の写しとともに**本庁職員厚生課へ提出してください。  
郵便により申込みする場合は、送付する封筒の表に「一般事務職（障がい者対象）受験申込」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し82円切手を貼った長形3号（235mm×120mm）の封筒）を同封して本庁職員厚生課へ送付してください。

申込書の受付と同時に受験票を交付しますが、受験票は受験当日に必ず持参してください。受験票を持参していない場合は、受験できません。

**※申込書及び受験票に記載漏れ等不備があった場合や、指示内容と異なる記載がある場合は、受付できませんのでご注意ください。**

**※郵便による申し込みをされた方で、令和元年9月2日（月）までに受験票が届かない場合は、職員厚生課へご連絡ください。**

**※試験当日に車椅子やルーペなどの補助具等の使用を希望する場合は、必ず申込書別紙の「受験時の希望」欄に記入の上、各自で準備してください。**

## 7. 受 付 期 間

令和元年8月2日(金)から8月22日(木)までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。締め切りは8月22日(木)午後5時15分です。郵便による申込みは、8月20日(火)までの消印のあるものに限り、受け付けます。

## 8. そ の 他

受験手続その他のお問い合わせは、下記にご連絡ください。

〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地

西条市役所 総務部職員厚生課

電話 (0897) 56-5151 内線 2146・2147

FAX (0897) 52-1200

E-mail shokuinkosei@saijo-city.jp

西条市HP <http://www.city.saijo.ehime.jp/>